

要配慮者利用施設における 洪水時等の避難確保計画

小・中学校版

作成の手引き

令和3年10月初版

令和8年 7月改定

足立区 危機管理部 災害対策課

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
様式 - 1	1 計画の目的～4 施設の利用者・職員数	2
様式 - 2	5 施設の水害リスク	4
様式 - 3	6 施設への影響と防災設備	4
様式 - 4	7 気象・河川水位情報等及び避難情報の収集	6
様式 - 5～7	8 施設の対応・避難	11
用語集	・・・・・・・・・・・・・・・・	17

はじめに

平成29年6月の水防法改正において、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び作成した計画に基づく避難訓練の実施が義務となりました。また、令和3年5月に再度水防法が改正され、避難訓練を実施した際の区市町村長への報告が義務化されました。

荒川が氾濫すると、足立区のほぼ全域が浸水し、2週間以上の長期間にわたって浸水が継続する地域があります。その間、電気・ガス・水道・下水道・電話・インターネット等の生活インフラが使用できない場合があります。そして、孤立者が多い場合、救助が来るまでに時間がかかることが予想されます。

しかしながら、洪水を引き起こすような大規模な台風は、発生の数日前から、気象予報等で知ることができます。

水害時は浸水しない地域に早めに避難するという前提のもと、施設利用者(児童・生徒等)や職員(教職員等)等の命を守るため、大規模な水害を想定し、いつ・誰が・どのような避難行動をとるのかをあらかじめ整理しておき、それらをまとめた避難確保計画を作成した上で、定期的な避難訓練を実施しておく必要があります。

本手引きの記入例を参考に、当該施設(学校)においてどのような水害に備えるべきか、どのように対応すべきか検討・計画していただきますようお願いいたします。

ポイント！



施設の利用者(児童・生徒等)と職員(教職員等)の最大数を
確認し、記入しましょう。

「1 計画の目的」、「2 計画の報告」、「3 計画の適用範囲」
は、あらかじめ様式に記載されている内容から修正する必要はありません。

「4 施設の利用者・職員数」は、現在の利用者(児童・生徒等)と
施設職員(教職員等)のおおよその最大数を、昼間・夜間／平日・休日
に分けて記入してください。

1 計画の目的

この避難確保計画は、要配慮者利用施設（学校）の管理者として、洪水・高潮発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図ることを目的とする。

発災時に、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、管理者は、当該施設（学校）の利用者（児童・生徒等）と職員（教職員等）に対する防災教育や訓練を行い、洪水等に関する知識を深めるとともに、訓練を通して課題を抽出し、必要に応じてこの計画の見直しを行う。

2 計画の報告

計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を足立区長へ報告する。

また、必要に応じて見直し・修正したときも、当該部分を同様に報告する。

3 計画の適用範囲

当該施設（学校）を利用又は勤務する全ての者に適用する。

4 施設の利用者・職員数

当該施設（学校）の利用者（児童・生徒等）・職員（教職員等）のおおよその最大数は、以下のとおりである。

作業 ▶ 空欄に最大数を記入

	利用者（児童・生徒等）		施設職員（教職員等）	
	平日	休日	平日	休日
昼間	250 人	0 人	30 人	5 人
夜間	0 人	0 人	0 人	0 人

備考

学校が避難所として開設されることが決定した場合は、災害対策本部の指示に基づき避難所を開設するが、本計画は、それ以前の利用者（児童・生徒等）・職員（教職員等）と行う避難行動を計画している。

5 施設の水害リスク

様式 - 2

ポイント！



当該施設(学校)における水害の危険性を把握するため、まずは想定される水害リスクを確認しましょう。

避難確保計画には、荒川・利根川・江戸川・中川・綾瀬川・芝川・新芝川が氾濫した場合および内水氾濫・高潮が発生した場合に、当該施設(学校)で想定される水害リスク(浸水深・浸水継続時間・早期立退き避難が必要な区域)を記載します。

当該施設(学校)がどの河川の影響をどの程度受けるかを確認しましょう。

6 施設への影響と防災設備

様式 - 3

ポイント！



当該施設(学校)に、どのような水害の影響や防災の備えがあるかを確認しましょう。

「5 施設の水害リスク」で確認した想定される浸水深を踏まえ、当該施設(学校)の建物は最大「何階まで」「何時間」浸水する可能性があるのかを記入します。

なお、当該施設(学校)の各階の高さがわからない場合は、1階の高さ＝約3mを目安に考えましょう。

当該施設(学校)に、どれくらい備蓄量があるかを確認しておきましょう。なお、学校支援課から各施設(学校)に、児童・生徒等の半数と教職員分の備蓄として、食料は2食ずつ、水は1ℓ ペットボトル2本ずつ配付しています。

また、当該施設(学校)に非常用発電機はあるか、ある場合は設置場所を確認して、記入しましょう。

6 施設への影響と防災設備

想定される最大の水害が発生した場合の施設（学校）の浸水階数、浸水継続時間、備蓄量、非常用発電機の設置状況は以下のとおりである。

作業 空欄に記入

施設の現状	
建物全体の階数	4 階
最大の浸水階数	最大 2 階まで浸水
最大の浸水継続時間	最大 7 日
食料や水の備蓄量※	児童・生徒等の半数＋教職員分 （学校支援課から配付済み） 食料：2 食ずつ ／ 水：1ℓ×2 本ずつ
非常用発電機の設置状況	施設の発電機：有／無 発電機の設置場所：B1 階（浸水深より 上／下）
	ポータブル発電機：有／無

備考

防災戦略課で備蓄している食料等は、避難所開設時に使用することを想定しているため上記には含まない。

ポイント！



洪水等の対応時に活用する情報とその収集方法を確認しておきましょう。

迅速に時間的余裕のある避難を行うためには、事前に、気象情報や河川の水位、上流域の降雨状況を確認することが非常に有効となります。

避難確保計画の「7 気象・河川水位情報等及び避難情報の収集」に記載する表「収集する情報と収集方法」で、各種情報の収集方法を確認し、記載以外の収集方法があれば、追記しましょう。

次頁以降に各種情報の収集方法を解説していますので、実際にインターネットのサイト等へ移動し、情報内容等の確認や情報収集の訓練をおきましょう。

■ 情報の収集方法について

いざというときに、確実に情報を収集できるよう、日頃から水害時に必要となる情報の確認や事前登録等の準備をしておきましょう。

● テレビ（データ放送）

- ・ NHK総合テレビのデータ放送で、気象情報や河川水位情報等を確認できます。

【確認方法】

- ① チャンネルをNHK総合テレビに合わせ、リモコンの「d」ボタンを押す。
- ② メニューから「地域の防災・生活情報」を選択する。

● 足立区ホームページ

- ・ 足立区が発令した避難情報や避難所の開設状況、足立区内の被害状況等を確認できます。



【確認方法（足立区ホームページ）】

防災・安全

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/bosai/index.html>

検索キーワード：足立区 防災安全

- ・ 河川の水位を確認できる国や都のホームページを案内しています。



【確認方法（足立区ホームページ）】

足立区を流れる河川水位の確認方法について

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/bosai/bosai/kasen-suii.html>

検索キーワード：足立区 河川水位

● Aメール

- ・ 足立区から、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛に、災害に関する情報や気象警報の発表・解除等の情報を受け取ることができます。



【登録方法（足立区ホームページ）】

Aメール（足立区メール配信サービス）

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/ku/koho/a-mail/index.html>

検索キーワード：足立区 Aメール

● 足立区防災アプリ（スマートフォン用）

- ・ スマートフォンにアプリをダウンロードすることで、あだち防災マップや洪水ハザードマップ、河川カメラ画像、区ホームページの新着情報の表示、足立区公式 X（旧 Twitter）等 SNS へのリンク、懐中電灯や笛の使用等を行うことができます。



【ダウンロード・使用方法（足立区ホームページ）】

「足立区防災アプリ」をダウンロード

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/bosai/bosai/bousai-application.html>

検索キーワード：足立区 防災アプリ

● あだち安心電話

- ・ 大雨等により近隣の河川が避難の必要な水位に達する可能性があるとして予測された場合に、河川の水位の状況や避難所開設に関する情報を電話による自動音声メッセージでお知らせするサービスです。事前に登録が必要で、固定電話・携帯電話・スマートフォン等、どんな電話機でも登録ができます。



【登録方法（足立区ホームページ）】

あだち安心電話

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/ku/koho/anshin/index.html>

検索キーワード：あだち安心電話

● 足立区LINE公式アカウント

- ・ LINEアプリで、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報等のお知らせをリアルタイムに確認できます。情報を受け取るには、SNS アプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。



【登録方法（足立区ホームページ）】

足立区LINE公式アカウント

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>

検索キーワード：足立区 LINE

● 緊急速報メール（エリアメール）

- ・ 携帯電話やスマートフォンを利用した災害時専用の情報配信の仕組みで、足立区が配信する「災害・避難情報」等、緊急かつ重要な情報を足立区内の携帯電話に一斉に配信するサービスです。受信すると携帯電話の画面に配信内容が表示され、専用の着信音とバイブレーションで通知されます。なお、登録は不要です。

● 国土交通省「川の防災情報」

- ・ パソコンやスマートフォンで、雨量や河川水位、洪水予報等を確認できます。

【確認方法】

川の防災情報トップページ

<http://www.river.go.jp/kwabou/ipTopGaikyo.do>

検索キーワード：川の防災情報



● 気象庁ホームページ

- ・ 気象情報や台風情報、キキクル（危険度分布）、雨量（予測・実測）、洪水予報等、さまざまな情報を入手できます。

【確認方法】

気象庁トップページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

検索キーワード：気象庁



ポイント！



洪水時等に、施設ではどのような対応・避難を行うのか検討しましょう。

水害に備えた当該施設(学校)の対応として、事前の休校判断基準を確認・計画しておきましょう。

突然の激しい大雨等により、事前の休校ができなかった場合や児童・生徒等が何らかの事情で在校している場合等、緊急的に避難対応を求められる場合があります。

そのような場合の避難方法として、「6 施設への影響と防災設備」の結果を踏まえ、安全を確保できる当該施設(学校)の上階へ避難する『垂直避難』を検討しておきましょう。

■ 避難情報について

- ・ 河川の水位が上昇してくると、状況に応じて、足立区は以下のように避難情報を発令します。

区が発令する避難情報

情報の種類	発令される状況	とるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	要配慮者等避難に時間を要する人は浸水しない場所に避難する。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	全員が浸水しない場所へ速やかに避難する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険が差し迫っているため、全員が直ちに身の安全を確保する。

■ 【参考】内水氾濫に関する留意点

- ・ 区が発令する避難情報は、内水氾濫に対応していません。そのため、施設が独自に避難の判断することが求められます。また、内水氾濫が発生した後は避難することが困難になることから、早めに避難を開始する必要があります。そのため、水害対応時には、気象庁のキキクルや降雨予測を注視するとともに、施設周辺の道路状況をこまめに確認することが重要です。

■ 【参考】要配慮者利用施設の避難に係るリードタイムについて

- ・ 河川によって、「高齢者等避難」の発令から越水や堤防決壊までの時間（リードタイム）が設定されています。足立区に影響のある河川のリードタイムは、荒川で10時間、中川・綾瀬川・芝川・新芝川で8時間です。当該施設（学校）で避難にかかる所要時間を考慮した上で、避難開始のタイミングを設定しましょう。
- ・ 上記リードタイムはあくまで目安です。降雨状況等によって、リードタイムは前後するので、注意が必要です。

■ 【参考】洪水予報について

- 洪水予報とは、水防活動や避難行動の判断の参考となるように、気象庁が国土交通省、又は都道府県の機関と共同して発表する、あらかじめ指定した河川の水位や流量を示した情報です。
- 荒川や中川などの影響の大きい河川（洪水予報河川）は「河川氾濫」として警報や注意報、水位に関する情報が河川ごとに発表されます。発表される洪水予報の今後の見通しから、更なる水位上昇等が見込まれる場合は、区の避難情報の発令を待たずに、適切な行動が必要になります。
- 内水氾濫や洪水予報河川以外の中小河川の氾濫は「大雨」に関する情報として、警報や注意報が区市町村ごとに発表されるため、大雨に関する情報が発表された際、中小河川氾濫と浸水被害のどちらの危険度が高まっているかは、気象庁のキキクル等で確認します。

足立区に影響のある 洪水予報河川一覧

荒川、利根川、江戸川、中川、芝川、新芝川、綾瀬川（谷古宇区間・内匠橋より上流）

発表された防災気象情報でとるべき行動

	河川氾濫 荒川や中川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	区が発表する 避難情報※	とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 高潮特別警報	緊急安全確保	命の危険 全員が直ちに身の安全を確保する
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 高潮危険警報	避難指示	全員が危険な場所から速やかに避難する。
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 高潮警報	高齢者等避難	避難に時間を要する人は早めに避難する。その他の人は避難準備をする。
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 高潮注意報		災害に備えた避難行動を確認する。
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

※ 区では気象庁の発表などを参考に、避難情報の発令を判断します。

8 施設の対応・避難

洪水時等の当該施設（学校）の防災設備を踏まえた防災対応形態と、その際の対応・避難方法は、以下のとおりである。

作業 内容を確認する

防災対応形態	対応・避難方法
水害に備えた事前の休校 P. 6 様式－6に 判断基準を記載	区の指示に従い休校する
洪水時等に施設が行う早めの避難対応※1 P. 7 様式－7に 避難対応を記載	当該施設（学校）の上階避難

※1 事前の休校ができなかった場合や児童・生徒等が何らかの事情で在校している場合に、施設（学校）が行う緊急的な避難対応を示す。

作業

内容を確認する

水害に備えた事前の休校

項目	休校の判断
全校一斉休校となる 区の判断基準	・ 午前6時時点で足立区において、「レベル4大雨危険警報」または「レベル5大雨特別警報」が発表されている場合。 ・ 午前6時時点で足立区において、「特別警報（『暴風』『大雪』『暴風雪』等が発表されている場合。 ・ 午前6時時点で足立区において、「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合。 ※ レベル3大雨警報や強風注意報などは休校にしない。ただし、校長の判断で登校を早めるか遅らせることは可能。
休校の判断時期 (準備や連絡等の時間を考慮した判断の限界時間)	・ 区・教育委員会と連携する。

作業

空欄に記入

洪水時等に施設が行う早めの避難対応

学校は区指定避難所であるため、浸水しない上階への避難（垂直避難）を行いましょう。

移動に特別な配慮が必要な利用者（児童・生徒等）がいる場合は、その方に十分配慮して避難しましょう。

【非常体制】

当該施設（学校）が避難所として指定された時点で、児童・生徒等が在校している場合、上階へ垂直避難を開始する。

判断基準「いつ」

- 足立区から避難指示が発令された場合
- レベル4 氾濫・大雨・高潮危険警報が発表された場合

	避難先
当該施設（学校） の上階避難 （垂直避難）	...3...階以上へ避難する

用語集

用語	解説
要配慮者利用施設	社会福祉施設・学校・医療施設等、防災上の配慮を要する者が利用する施設
水害	洪水や高潮等、水によりもたらされる被害の総称
外水氾濫	台風や大雨によって川の水が堤防からあふれたり、堤防が決壊したりすることによって発生する洪水。
内水氾濫	市街地等に降った雨が排水路や下水管の雨水処理能力を超えた際や、雨で川の水位が上昇して市街地等の水を川に排出することができなくなった際に、市街地等に水があふれてしまう浸水害
浸水想定区域	大雨により河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域
浸水継続時間	任意の地点において、浸水深0.5mに達してからその水深を下回るまでにかかる時間
早期立退き避難が必要な区域	木造家屋が倒壊するような流速になる等の場合があり、早期の立退き避難が必要になる区域
基準水位観測所	国や都道府県が河川の水位の情報を提供する予め定められた水位観測所
垂直避難	災害が発生して身が危険にさらされる可能性がある状況で、避難場所等までは避難する時間的な余裕がないために、自宅や近隣ビルの上の階等に避難すること
水平避難	避難場所等に避難すること
広域避難	住民が住んでいる市区町村の外に逃げる避難形態
洪水ハザードマップ	大雨により河川が氾濫した場合等に備え、水害に関する情報を提供して住民の避難に役立てることを目的に、浸水が想定される区域や浸水の程度、避難等の情報を記載したもの